

## 「よい」事業承継と「悪い」事業承継

土井一磨  
Kazuma DoiPROFILEはこちら 

### 1 はじめに

危機時期にある会社が、その事業の全部または一部を別の法人に移して、事業の存続を図るという手法は、第二会社方式など呼ばれ、事業再生の手法の一つとして知られるところですが、当然ながら、このような危機時期における事業承継は債権者を害するものではあってはならず、不当な事業承継がなされた場合には、後の破産手続において当該事業承継が否認されたり、いわゆる法人格否認の法理により旧会社の債権者から新会社に対する請求が認められたりする可能性があります。本稿では、破産の危機にあった旧会社の貸金返還債務について、法人格否認の法理を適用し、新会社の支払義務を認めた東京地方裁判所・令和3年2月12日判決(金融債務事情2168号・72頁)をご紹介します。危機時期にある会社による事業承継についての留意点を検討したいと思います。

### 2 東京地方裁判所・令和3年2月12日判決

#### (1) 事案の概要

Z(旧会社)は、コンピュータ及びその周辺機器の輸入・販売等を目的として、平成10年2月9日に設立された株式会社であり、Aが代表取締役を務めていました。Zは、平成21年3月31日にWから6000万円を借り入れていましたが、約定の弁済期を過ぎても弁済をできておらず、平成28年5月2日、Wとの間で当該時点での残元金2894万円を平成29年4月30日に一括で支払う旨の変更契約を締結しました。

上記変更契約の締結後、平成28年8月23日、Z(旧会社)と同じくコンピュータ及びその周辺機器の輸入・販売等を目的とするY(新会社)が設立されました。Y(新会社)の株主はAの長男B、設立時代表取締役はAの次男Cでしたが、いずれもYの業務には従事しておらず、Aが経理業務を行い、ウェブ

サイトにもAが最高責任者である旨が記載されていたほか、Z(旧会社)の従業員の大部分がY(新会社)に転職し、Z社(旧会社)の主要な顧客もY(新会社)と取引を開始しました。また、Y(新会社)の収益からAに対して総額845万9058円が送金されていました。

一方、Z(旧会社)は当時、債務超過に陥っており、また公租公課の滞納を理由に事業上重要である入札資格を失うなど、既に事業継続が困難な状態にありました。

そうした中で上記変更契約に基づく弁済期が到来したものの、Z(旧会社)が弁済を行わなかったことから、Wは当該貸金債権をサービサーであるXに譲渡し、その後、XからY(新会社)に対して貸金債権返還訴訟が提起されました。

#### (2) 本判決の概要

本判決は、Y(新会社)がZ(旧会社)の従業員や顧客を承継していること、当該承継はZ(旧会社)が破綻必至の状況で行われていること、Y(新会社)の設立がZ(旧会社)の代表取締役であるAの意向や影響を強く受けていること、AがZ(旧会社)の経営に深く関与していたことなどを理由に、Y(新会社)がZ(旧会社)と実質的に一体の法人であり、かつ、上記貸付けを含む債務の履行を免れるために設立されたものであると認め、Y(新会社)がXの請求を拒むことは信義則上許されないとして、XのY(新会社)に対する請求を認容しました。

### 3 検討

本判決は、いわゆる法人格否認の法理を適用し、XのZ(新会社)に対する請求を認めたものと思われます。法人格否認の法理とは、法人格の独立性を形式的に貫くことが正義・衡平に反する場合に、当該法人の法人格の独立性を否定し、当該法人とその背後の者とを同一視して衡平な解決を図るた

めに判例上、認められている法理です(最判昭和44年2月27日・民集23巻2号511頁)。詳細は割愛しますが、法人格否認の法理には、①法人格の濫用と②法人格の形骸化の2つの類型があるとされているところ、本件は前者の①法人格の濫用、すなわち、Aにおいて、本件貸付けを含むZ(旧会社)の債務弁済を免れるという不当な目的のもとY(新会社)を設立し、Z(旧会社)とY(新会社)とが形式的には別法人であることを理由にXの請求を拒もうとしたことについて、法人格を濫用したものであり、信義則上許されないとの判断を行ったものと考えられます。

本件のような事業承継がまかり通れば、Z(旧会社)の債権者は債権を回収することができなくなる一方で、AはY(新会社)を用いて事業を実質的に継続できることになり、正義・衡平に反する結果が生じるため、本判決が法人格否認の法理を適用したことは妥当な結論であるといえるでしょう。

また、仮にZ(旧会社)が破産した場合には、Y(新会社)への事業承継について、無償あるいは相当な対価を欠く事業譲渡(詐害行為)に当たるとして管財人から否認される可能性も十分にあります。

このように危機時期にある会社からの事業承継については、それが債権者を不当に害する場合には、法人格否認の法理や否認権(破産法160条以下)の適用対象になり、法的に許容されません。

一方で、危機時期にある会社が第三者に事業を承継することは必ずしも否定的に捉えられるべきものではなく、それが「よい」事業承継であれば積極的に行われるべきです。危機時期にある会社が、適正な対価と引き換えに第三者に対して事業を包括的に承継することができれば、それは債権者の利益に資することになります(仮に事業を承継せず、そのまま破産した場合における弁済率を上回る弁済を、事業承継の対

価によって行うことができるのであれば、それは債権者にとっても経済的に合理的であるといえます)。また、承継先において事業が継続されることは、取引先や従業員の保護にも繋がり社会的混乱を少なくするという意味でも有用であるといえます。

このような「よい」事業譲渡のためには、事業承継のプロセスが公平正大であり、その必要性について債権者(裁判所)の理解を得られるものであること、事業承継に際して相当な対価が旧会社に支払われることが必須となりますし、その後、旧会社の債務が適正な方法(破産や特別清算といった法的倒産手続のほか、中小企業再生支援協議会などの支援による準則型私的整理手続など)によって処理されることも必要であるといえます。なお、破産手続開始申立前の事業譲渡については、本ニュースレター・2021年2月号・村上寛「事業譲渡と破産」<sup>1)</sup>もご参照ください。

したがって、今回ご紹介した裁判例のように、債権者を害するような形での事業承継は認められるべきではありませんが、上述のとおり「よい」事業承継は許容されるべきですし、危機時期にある会社においては積極的に検討すべきであると言えます。

#### 4 おわりに

危機時期にある会社からの事業承継の全てが法的に許容されないわけではなく、その当否は、個別の事案により異なることをご留意いただきたく本裁判例をご紹介させていただきました。

不振事業の譲渡、あるいは第三者からの引受けを検討されている場合や、危機時期にある取引先から事業承継に伴う契約変更等の申出を受けてお困りの場合は、お気軽にお問い合わせいただければと存じます。

1: [https://www.oebashi.com/jp/newsletter/NL\\_Restructuring\\_Debtmanagement\\_202102-P2-4-Murakami.pdf](https://www.oebashi.com/jp/newsletter/NL_Restructuring_Debtmanagement_202102-P2-4-Murakami.pdf)

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】